

条例第 14 号

スポーツは、人間が本来有する運動本能の欲求を満たすだけでなく、体力の向上、生活習慣病の予防、その活動を通じた精神的な充足感の獲得等に資するもので、健やかで心豊かな生活を営む上で極めて重要なものである。また、スポーツは、これを見る者にとっても、スポーツをする者のひたむきな姿から努力の尊さ等が伝えられるもので、青少年の健全な育成等に貢献するものである。

これらの多様な意義を持つスポーツは、高齢化社会等への対応その他地域、職場等でのコミュニケーションを醸成する上においても重要な役割を果たすとともに、言語や生活習慣の違いを超え、夢、感動、希望等を与えることができる世界共通の文化となっている。

このスポーツが有する意義等にかんがみ、すべての市民等が障害の有無及びその程度にかかわらず、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツにかかわることができる機会を増やし、並びに市の教育、文化、環境、経済、福祉、都市計画等の広範な分野において、市民等、スポーツ関連団体、事業者及び行政が連携を強化することにより、生涯スポーツの振興及びスポーツを活用した総合的なまちづくりの推進を図り、健康で活力ある「スポーツのまち さいたま」を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、スポーツ振興まちづくりの基本理念を定め、市の責務並びに市民等、スポーツ関連団体及び事業者の役割を明らかにすることにより、スポーツ振興まちづくりに関する施策を推進し、もって、市民等の心身の健全な発達、明るく豊かな市民生活の形成及び活力ある市の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ 運動競技その他の身体運動であって、心身の健全な発達に寄与するものをいう。
- (2) 生涯スポーツ 体力、年齢、技術等に応じて、生涯にわたって継続的にスポーツをすることをいう。
- (3) スポーツ振興まちづくり 広範な分野において、市民等、スポーツ関連団体、事業者及び行政が連携することにより、生涯スポーツを振興し、健康で活力ある地域社会を形成することをいう。
- (4) スポーツ関連活動 スポーツをすること、見ること若しくは学ぶこと又はこれらを支えることをいう。

- (5) スポーツ施設 一般の利用に供することを目的に設置された体育館、運動場その他のスポーツをするための施設(設備を含む。)をいう。
- (6) スポーツ財産 スポーツ関連活動を行う者、スポーツ施設その他スポーツ振興まちづくりの推進に寄与する財産をいう。
- (7) 市民等 市内に居住し、通学し、通勤し、若しくは滞在する者又は本市が推進するスポーツ振興まちづくりに賛同し、協力する個人をいう。
- (8) スポーツ関連団体 市内においてスポーツ関連活動を行う法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)をいう。
- (9) 事業者 市内において事業活動を行うすべての者(スポーツ関連団体を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 スポーツ振興まちづくりの推進に当たっては、本市におけるスポーツの振興のみならず、市民等が愛着と誇りをもつことができる個性的で活力ある地域社会の形成が図られなければならない。

2 スポーツ振興まちづくりの推進に当たっては、スポーツに対する理解及び関心を深めるとともに、健康の保持及び増進に関する知識の向上が図られなければならない。

3 スポーツ振興まちづくりの推進に当たっては、スポーツ財産の活用を促進するとともに、地域、職場その他の場において、市民等の自主性に配慮した環境の整備が図られなければならない。

4 スポーツ振興まちづくりの推進に当たっては、市、市民等、スポーツ関連団体及び事業者がそれぞれの責務又は役割を理解し、相互の信頼のもとに連携及び協力が図られなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、基本理念にのっとり、スポーツ振興まちづくりを総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市は、市民等及びスポーツ関連団体が行うスポーツ関連活動に関する環境を整備しなければならない。

3 市は、生涯スポーツが促進されるよう、スポーツ関連団体と協力してその機会を提供するとともに、スポーツ関連活動に関する情報を提供しなければならない。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、自らがスポーツ関連活動の担い手であることを理解し、相互に尊重し、自主的な活動を通じて、自らの健康の保持及び増進に努めるとともに、スポーツ振興まちづくりに関する施策に協力する役割を担うものとする。

(スポーツ関連団体の役割)

第6条 スポーツ関連団体は、地域社会の一員として、自主的なスポーツ関連活動を通じて、スポーツ振興まちづくりに関する施策に協力する役割を担うものとする。

(事業者の役割)

第 7 条 事業者は、スポーツ関連活動を行いやすい職場環境の整備に努めるとともに、スポーツ振興まちづくりに関する施策に協力する役割を担うものとする。

(スポーツ振興まちづくりに関する計画)

第 8 条 市は、スポーツ振興まちづくりの具体的な施策について、総合的な推進を図るための基本的な計画を定めるものとする。

2 市は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(市のスポーツ施設の整備等)

第 9 条 市は、スポーツ振興まちづくりの推進に当たっては、本市のスポーツ施設を整備するため、必要な措置を講じなければならない。

2 市は、本市のスポーツ施設の整備について、効果的及び効率的な推進を図るための指針を定めるものとする。

(スポーツ財産の活用)

第 10 条 市は、スポーツ振興まちづくりの推進に当たっては、スポーツ財産について、効果的及び効率的な活用を図らなければならない。

2 市は、前項の活用にあたっては、スポーツ関連活動において高度な競技技術又は指導力を有する市民等又はスポーツ関連団体に属する者の理解及び協力を得て、その者が有する高度な競技技術又は指導力の活用を努めるものとする。

3 市は、第 1 項の活用にあたっては、市民等、スポーツ関連団体、事業者又は他の地方公共団体若しくは国が所有し、又は管理する市内に存するスポーツ施設について、これらの者の理解及び協力を得て、その活用を努めるものとする。

(推進組織)

第 11 条 市は、スポーツ振興まちづくりを推進するための総合的な取組について、市、市民等、スポーツ関連団体及び事業者が意見を交換し、相互に協力し、及び推進するための組織を設置するものとする。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

ふじみ野市文化・スポーツ振興条例

平成 27 年 9 月 30 日

条例第 33 号

文化とスポーツは、人々の暮らしの質を高めていく上で大切な役割を果たしています。文化は心の健康を保つものであり、スポーツは体の健康を保ちます。双方は人々の精神と身体を活性化し、生きる意欲や活力を高めることにつながります。さらには、新しい人間関係を築き、協働のまちづくりの機会を広げ、世代間の交流を深めていく上でも大切な意義をもっています。

ふじみ野市は、数多くの遺跡・史跡があり、特に街道や水運の要所として繁栄し、人々の暮らしを豊かにしてきた歴史と伝統に支えられたまちです。

また、近年においては首都圏に近接した住宅都市として発展してきたことから、多様な文化やスポーツのニーズも多くあり、それに応えていくことも必要となります。

伝統的な文化の保存・継承、新しい文化の形成とスポーツの充実に加え、グローバル化した社会にふさわしい多面的な視点から、これからのふじみ野市の文化とスポーツの振興を推進していくことを目指します。

私たちは、ふじみ野市の文化とスポーツの発展に向けて努力することを決意し、この条例を制定するものです。

(目的)

第 1 条 この条例は、文化及びスポーツの振興に関する基本理念を定め、市民及び地域団体の役割並びに市の責務を明らかにすることにより、市民の自主的な文化活動及びスポーツ活動を推進し、もって市民一人ひとりの豊かな自己実現及び活力のある地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化 文学、音楽、美術、写真、演劇等の芸術及び伝統芸能
- (2) スポーツ 運動競技、レクリエーション及び身体運動であって、心身の健全な発達を図るためのもの
- (3) 市民 市内に住所を有する者又は市内に通勤若しくは通学している者
- (4) 地域団体 市内で活動する法人その他の団体

(基本理念)

第3条 文化及びスポーツの振興に関する基本理念は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市民の豊かな自己実現及び活力のある地域社会の実現を推進すること。
 - (2) 市民及び地域団体の自主性及び創造性を尊重すること。
 - (3) 市民が文化活動及びスポーツ活動により、潤いのある豊かな生活を営むことができるような環境の整備を図ること。
 - (4) 市、市民及び地域団体の相互の連携及び交流を図り、協働のまちづくりに資するよう努めること。
- 2 文化の振興に当たっては、地域の歴史及び伝統を尊重するものとする。
- 3 スポーツの振興に当たっては、スポーツをすること、見ること、学ぶこと又はこれらを支える多様な活動の充実を図るものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、文化活動及びスポーツ活動の主体であることを自覚し、自主的な活動を通じて培われる活力及び創意を生かし、地域の文化及びスポーツの振興並びに発展に努めるものとする。

(地域団体の役割)

第5条 地域団体は、地域社会の一員として自主的に文化活動及びスポーツ活動の推進を図るとともに、地域の文化及びスポーツの振興並びに発展に努めるものとする。

(市の責務)

- 第6条 市は、第3条の基本理念にのっとり、文化及びスポーツの振興に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するものとする。
- 2 市は、文化及びスポーツの振興のため、必要な環境の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。
 - 3 市は、文化及びスポーツの振興に関する施策の実施に当たり、市民及び地域団体と連携するものとする。

(基本施策)

- 第7条 市長は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる文化及びスポーツの振興に関する施策を行うものとする。
- (1) 環境の整備及び機会の充実に関すること。
 - (2) 調査及び情報の提供に関すること。
 - (3) 人材の育成及び地域団体の支援に関すること。

(振興計画)

第 8 条 市長は、前条に規定する基本施策を総合的かつ計画的に実施するため、振興計画を策定するものとする。

2 市長は、前項の振興計画を策定するに当たっては、広く市民の意見を反映させるものとする。

(審議会の設置)

第 9 条 市長は、文化及びスポーツの振興に関する施策を推進するため、審議会を設置するものとする。

(その他)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

○町田市スポーツ推進条例

平成 25 年 3 月 29 日

条例第 6 号

今日、スポーツの持つ役割は、体力向上や健康の保持増進、青少年の健全育成といった役割から、生活習慣病の予防やストレスの防止、地域社会の活性化、スポーツを通じた都市環境の整備、地域経済への貢献など社会的役割へ拡大している。

こうした状況の下、市民一人ひとりがスポーツの果たす役割の重要性について理解を深めるとともに、スポーツをする、見る、そして支えるというそれぞれの場面において様々な事業を行い、誰もが気軽にスポーツに親しむことができる環境を整え、豊かなスポーツ文化を育むことが重要である。

ここに町田市は、スポーツに関する基本理念を明らかにするとともにその方向を示し、市民の理解と参加の下で、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、スポーツに関する基本理念を定め、町田市(以下「市」という。)の責務並びに市民等、ホームタウンチーム及びスポーツ関連団体の役割を明らかにするとともに、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民等の健康の保持及び増進、明るく豊かな市民生活の形成並びに活力ある市の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ関連活動 スポーツをすること、若しくは見ること、又はこれらを支援することをいう。
- (2) スポーツ施設 一般の利用に供することを目的として設置された体育館、運動場その他のスポーツ関連活動を行うための施設(設備を含む。)をいう。
- (3) 市民等 市内に在住し、在学し、在勤し、若しくは滞在する者又は市が推進するスポーツに関する施策に賛同し、協力する個人をいう。
- (4) ホームタウンチーム 市内を本拠としてスポーツ関連活動を行う法人その他の団体のうち特定のスポーツ競技において国内における最高水準の組織に所属し、又は所属することが見込まれるものであって、市長の承認を受けたものをいう。
- (5) スポーツ関連団体 市内においてスポーツ関連活動を行う法人その他の団体(国及び地方公共団体並びにホームタウンチームを除く。)をいう。

(基本理念)

第 3 条 スポーツの推進に当たっては、スポーツに親しむことができる環境の整備、スポーツ関連活動により市民等が誇りと愛着をもつことができる魅力ある地域社会の形成が図られなければならない。

2 スポーツの推進に当たっては、スポーツを通じた健康の保持及び増進に関する知識の向上が図られなければならない。

3 スポーツの推進に当たっては、市、市民等、ホームタウンチーム及びスポーツ関連団体がそれぞれの責務又は役割を理解し、相互の信頼の下に連携及び協力が図られなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、基本理念にのっとり、市の特性に応じた施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市は、市民等の健康の保持及び増進のための施策を推進しなければならない。

3 市は、市民等、ホームタウンチーム及びスポーツ関連団体が行うスポーツ関連活動に関する環境を整備しなければならない。

4 市は、市民等、ホームタウンチーム及びスポーツ関連団体が行うスポーツ関連活動に対し、広報活動その他の方法により支援しなければならない。

(市民等の役割)

第 5 条 市民等は、自らがスポーツ関連活動の担い手であることを理解し、相互に尊重し、自主的な活動を通じて、自らの健康の保持及び増進に努めるとともに、前条の規定により市が行う施策に協力するよう努めるものとする。

(ホームタウンチームの役割)

第 6 条 ホームタウンチームは、自らの競技活動を通じて市の広報に努めるとともに、地域社会の一員として、自主的なスポーツ関連活動を通じて、第 4 条の規定により市が行う施策に協力するよう努めるものとする。

(スポーツ関連団体の役割)

第 7 条 スポーツ関連団体は、地域社会の一員として、自主的なスポーツ関連活動を通じて、第 4 条の規定により市が行う施策に協力するよう努めるものとする。

(スポーツ推進計画)

第 8 条 市長は、スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号。以下「法」という。)第 10 条第

1 項の規定に基づき、スポーツに関する施策について、総合的な推進を図るための基本的な計画を定めるものとする。

(スポーツ施設の整備等)

第 9 条 市長は、スポーツの推進に当たって、スポーツ施設を整備するため、必要な施策を講ずるものとする。

(顕彰)

第 10 条 市は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの推進に寄与した者を顕彰するものとする。

(審議会の設置)

第 11 条 市は、法第 31 条に規定するスポーツ推進審議会等として、町田市スポーツ推進審議会を置く。

2 前項の町田市スポーツ推進審議会に関し必要な事項は、条例で別に定める。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(町田市スポーツ振興審議会条例の一部改正)

2 町田市スポーツ振興審議会条例(平成 20 年 3 月町田市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

町田市スポーツ推進審議会条例

第 1 条を次のように改める。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、町田市スポーツ推進条例(平成 25 年 3 月町田市条例第 6 号)第 11 条第 2 項の規定に基づき、町田市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条第 1 号中「法」を「スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号。以下「法」という。)」に改める。

前橋市スポーツ推進条例

令和元年 10 月 1 日

条例第 26 号

スポーツは、心身の健全な発達、健康の維持増進、達成感や爽快感といった精神的充足感の獲得などを実現し、人と人及び地域との交流を促進し、地域の一体感の醸成や活力の向上を図るためには欠かせないものである。

全ての市民がそれぞれの興味、関心、適性等に応じたスポーツに親しむ社会的気運を醸成し、市民が誇りと愛着を持つことのできる活力と魅力あふれる地域社会の実現を目指し、スポーツを「する、観みる、支える」という新たな視点に立った政策を実行するため、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、スポーツの推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、スポーツ団体等及び事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって市民の心身の健全な発達と活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業を営む全ての者をいう。
- (3) スポーツ活動 スポーツをすること若しくは観ること又はこれらを支援することをいう。
- (4) スポーツ団体 市内においてスポーツに関係する活動を行う団体をいう。
- (5) ホームタウンチーム 市内に主な活動の拠点を置き競技活動を行うプロスポーツチームで、全国的な組織に所属するものとして市長が認めるものをいう。

(基本理念)

第 3 条 スポーツの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全ての市民が生涯にわたって、自らの体力、年齢、技術、目的等に応じてスポーツに親しむことができること。
- (2) 障害のある人が自主的かつ積極的にスポーツをすることができるよう、障害に応じて必要な配慮がなされるとともに、社会参加の推進に寄与すること。

(3) スポーツ団体、地域住民、学校、家族等の連携により、成長過程にある子どもの心身の健全な発達並びに体力及び運動能力の向上が図られること。

(4) スポーツを通じて世代間及び地域間の交流の基盤が形成され、更にその交流が促進され、競技水準の向上が図られること。

(5) 本市に関わるスポーツ選手及びスポーツチームの活動を応援する社会的気運を高め、地域の一体感の醸成及び活力の向上が図られること。

(市の責務)

第 4 条 市は、基本理念にのっとり、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、ホームタウンチームが行うスポーツの推進に関する取組に対し、助言、情報の提供その他必要な支援を積極的に行うものとする。

(市民の役割)

第 5 条 市民は、スポーツの推進に関する施策に関心を深めるとともに、自主的なスポーツ活動を通じて、自らの体力の向上及び健康の保持増進に努めるものとする。

(スポーツ団体等の役割)

第 6 条 スポーツ団体は、基本理念にのっとり、市民がスポーツに親しむ機会の提供、スポーツの普及及び競技水準の向上等、スポーツに関係する自主的な活動を通じて、スポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 ホームタウンチームは、自らの競技活動が地域社会と密接な関係を有していることを認識し、その競技活動の実施等を通じて地域の一体感の醸成及び活力の向上に寄与する等、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第 7 条 事業者は、自らが地域社会の一員であることを認識し、スポーツ活動を行いやすい環境の整備に取り組むとともに、スポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進計画)

第 8 条 市長は、基本理念の実現のため、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を定めるものとする。

(生涯スポーツの推進)

第 9 条 市は、全ての市民が生涯にわたって、自らの関心、目的、体力、技術、健康状態等

に応じて、身近にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ団体及び事業者と連携し、その機会の提供及び環境の整備その他の市民の生涯にわたるスポーツ活動の推進を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、市民のスポーツを通じた心身の健康の保持増進、体力の向上、疾病の予防、介護予防等の健康づくりを推進するとともに、健康寿命の延伸に寄与するため、必要な施策を講ずるものとする。

(障害のある人のスポーツ活動の推進)

第 10 条 市は、スポーツ団体等と協力し、障害のある人が積極的にスポーツ活動に参加することができるよう、その障害の種類、程度及び特性に応じたスポーツ活動への参加の機会の提供、障害のある人のスポーツ活動に携わる人材の確保及び養成その他必要な施策を講ずるものとする。

(「する、観る、支える」スポーツの推進)

第 11 条 市は、市民がスポーツへの関心を高め、スポーツを「する」ことにより地域の一体感の醸成及び活力の向上が図られるための必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、市民がスポーツを「観る」視点に立ち、スポーツ施設機能の改善その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、大会運営を行う団体を補助するボランティア等が活動しやすいようスポーツを「支える」市民の活動を支援するための必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備)

第 12 条 市は、市民がスポーツに親しむことができる場の充実を図るため、市が設置するスポーツ施設のバリアフリー化を含む機能の強化その他の必要な環境の整備を行うものとする。

(財政上の措置)

第 13 条 市は、スポーツの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例

平成十八年十二月二十六日

条例第七十号

埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例をここに公布する。

(目的)

第一条 この条例は、スポーツ(運動競技及びレクリエーションその他の目的で行う身体の運動をいう。以下同じ。)が健康の維持増進、高齢者等の介護予防、青少年の健全育成、地域の連帯感の醸成等に大きく資することを踏まえ、スポーツ振興のまちづくりに関する施策を総合的に実施することにより、県民の健康及び福祉の増進に資することを目的とする。

(責務)

第二条 県は、県民生活においてスポーツの果たす役割の重要性を深く認識して、市町村、スポーツ関係団体(主としてスポーツに関する活動を行う団体をいう。以下同じ。)事業者及び県民と協力して、この条例の目的が達成されるよう努めなければならない。

(スポーツに関する多様な活動の促進)

第三条 県は、スポーツを通じた地域の連帯感の醸成等が図られるよう、市町村と協力して、スポーツをすること、見ること、若しくは学ぶこと、又はこれらを支えることを促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(生涯スポーツの振興等)

第四条 県は、すべての県民が生涯にわたって、その体力、年齢、技術、関心等に応じてスポーツをすることができるよう、市町村及びスポーツ関係団体と協力して、その機会を提供するものとする。

2 県は、障害者の社会参加を促進するため、障害者の行うスポーツの普及に関し配慮するものとする。

3 県は、スポーツを通じた健康の維持増進及び高齢者等の介護予防に関し、必要な情報を適切に提供するものとする。

(子どもの体力向上及び学校体育の振興)

第五条 県は、市町村その他関係団体と協力して、子どもの体力向上のために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、児童及び生徒の行うスポーツに関し、学校教育が果たすべき役割の重要性を踏まえ、市町村その他関係団体と協力して、学校における体育の振興のために必要な措置を講

ずるものとする。

(スポーツの競技力向上)

第六条 県は、スポーツの競技力の向上のため、スポーツ関係団体と協力して、講習会の開催その他指導者の育成及び資質の向上並びに選手の育成のために必要な措置を講ずるものとする。

(施設の整備及び充実等)

第七条 県は、スポーツ施設(設備を含む。以下同じ。)の整備及び充実に努めなければならない。

2 県は、自ら保有する土地、施設等の管理に当たっては、その所在する地域のスポーツ振興のまちづくりに資するよう努めるものとする。

3 県は、スポーツ施設の整備及び充実に当たっては、民間の資金、土地及び施設の活用に努めるものとする。

4 県は、前三項の規定により県が行うスポーツ施設の整備及び充実等に関する措置についての指針を定めるものとする。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。